

相談は無料です

特設人権相談所を開設します

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、人権の考えを広める活動や人権相談などに応じています。

〈人権問題となる主な相談例〉

- 家族関係（夫婦、離婚、親子、相続など）
- 配偶者からの暴力、DV
- 学校でのいじめや友人関係
- 近隣関係（騒音、嫌がらせ）
- 高齢者、障害者の人権、福祉関係
- 名誉、差別、プライバシーに関する問題
- セクハラ、パワハラ、ストーカー
- インターネット上に悪質な書き込みをされたなど

相談は無料で、秘密は堅く守られます。困りごとや悩みごとなど、お気軽にご相談ください。

■ 今月の日程（毎月第1火曜日に実施しています）

平成26年9月2日（火） 午前10時～午後3時

■ 場 所 広野町役場 301会議室

■ 相談員 いわき人権擁護委員協議会双葉地区部会の委員

問 町民保健課 戸籍係 ☎0240-27-2113

申告期限間近は混み合います

賠償金の申告はお早めに

広野町など期限延長地域の申告手続などの期限が平成27年3月31日に迫っています。期間間近は税務署などの窓口が大変混み合いますので、就労不能損害や営業損害などに係る賠償金の申告は、早めに手続してください。

税務署では予約による申告相談を行っています。

問 相馬税務署 ☎0244-36-3111

（自動音声に従って「0番」を選択）

納税通知書を12月12日発送予定

個人事業税の課税時期を変更

福島県は、所得税の申告期限延長措置終了に伴い、原則として広野町民への個人事業税の納入通知書を12月12日に送る予定です（例年は8月）。納期限は、第一期分が平成27年1月5日、第二期分が平成27年3月31日です。

また、複数年分の所得を申告した人には、申告年数分の納税通知書を送ります。減免制度など詳しくは県税部にお問い合わせください。

問 相双地方振興局県税部 課税第一チーム ☎0244-26-1126

該当する人は、申請をお忘れなく

臨時福祉給付金

臨時福祉給付金の申請書をお送りしておりますので、対象となる人は申請書に必要事項を記載し、必要な書類を添えて返信用封筒で郵送するか、福祉介護課へ提出してください。

■ 給付対象者

平成26年度分町民税（均等割）が課税されない人（ただし、申請者を扶養している人が課税される場合や生活保護者となっている場合などは対象外）

■ 申請期間

平成26年10月1日（水）まで

※申請書は6月20日発送の広報配布物を郵送する封筒に同封しました。

■ ご注意

平成26年1月2日以降に広野町へ転入してきた方は、基準日の1月1日時点で住民登録のあった市区町村へお問合せください。

「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めることやATM（銀行やコンビニエンス・ストアなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。

問 福祉介護課 生活福祉係 ☎0240-27-2115

支給方法は口座振り込み

敬老祝金を支給します

敬老祝金の支給方法については、東日本大震災以降、町外に居住している人が多いので、口座振り込みをしています。振込口座などの変更などがある場合には、振込連絡票によりお知らせください。

通知文は、避難先として登録している居住地へ郵送いたしました。

■ 支 給 日 平成26年10月2日（木）

■ 支 給 額 70歳以上80歳未満 8,000円
80歳以上90歳未満 10,000円
90歳以上 20,000円

■ 支給方法 口座振り込み

※敬老祝金は9月15日現在の年齢を基準とし、広野町に引き続き1年以上住所を有する人を対象としています。

※振込先の変更がある場合は、通知文に同封の振込連絡票により9月8日（月）までにご連絡ください。

問 福祉介護課 生活福祉係 ☎0240-27-2115

今年は9月21日

広野町敬老会を開催

平成26年度の広野町敬老会を以下の期日に開催いたしますので、みなさんご参加ください。

招待状は、避難先として登録している居住地へ郵送いたしました。

■ 期 日 平成26年9月21日（日） 午前10時～

■ 場 所 広野小学校体育館

■ 対 象 満65歳以上の町民

※各応急仮設住宅には送迎バスを配送しますので、利用を希望する人はご連絡ください。

問 福祉介護課 生活福祉係 ☎0240-27-2115